

証券コード：8894
2024年1月12日
(電子提供措置の開始日2024年1月5日)

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート12階
株 式 会 社 REVOLUTION
代表取締役社長 新 藤 弘 章

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

【当社ウェブサイト】

<https://revolution.co.jp/>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR」、「株主総会関連」の順に選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2024年1月26日（金曜日）午後6時まで議決権を行使させていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月29日（月曜日）午後2時30分（受付開始：午後2時00分）

2. 場 所 東京都千代田区平河町2丁目6番4号

海運ビル303号室

※本店移転に伴い開催場所を変更しておりますのでご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項** 1. 第38期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送ください。
議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁から4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、行使してください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~

- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人による出席の場合は、代理権を証明する書類を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名限りとさせていただきます。
- お土産・お飲み物のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会に係る決議通知は掲載している当社ウェブサイトに掲載させていただき、郵送による通知はございませんのでご了承ください。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

議決権の行使期限は、2024年1月26日(金曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

\*\*\* ログイン \*\*\*

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。  
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。  
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、  
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 3. 「スマート行使」による方法

議決権行使書

株主番号 〇〇〇〇〇  
議決権の数 〇〇〇〇個

〇〇〇〇〇〇〇 御中

〇年〇月〇日

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_

見本

- (1) 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
- (2) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

### 4. パソコンやスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 事業報告

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関して5類感染症に位置づけすることが政府より発表されて以降、経済活動の水準引き上げが進んでまいりました。しかしながら、ロシア・ウクライナによる紛争は依然として継続していることや、為替相場における持続的な円安傾向等により原材料や光熱費が高騰したまま維持されており、国内における経済状況は非常に厳しくなっており引き続き不透明な状況が継続しております。

当社グループのセグメントに係る各業界においても、国内景気と同様、先行きは不透明な状況です。

このような状況下、当社では2023年10月13日付「臨時株主総会開催、本店の移転及び定款の一部変更、並びに代表取締役及び役付取締役の異動に関するお知らせ」のとおり、本店所在地を東京都千代田区へ変更するとともに経営陣を刷新することを決定いたしました。これは、本事業報告に記載の業績のとおり、当連結会計年度においては大幅な赤字を計上することとなり、早急な立て直しが必要であると判断したことによるものです。そのため、不動産事業においては、国内外富裕層向け不動産プロジェクトとして進めていた「絶景ジャパン」や福岡、沖縄の営業支店を閉鎖した上で事業を東京に集約すること、絶景ジャパンプロジェクトとして仕入れた物件は早急な販売（資金化）を進めることにしました。投資事業においては、新規投資を中止し、既存投資案件の資金化を早期に行い、資本投下を不動産事業に集中させる方針です。ファイナンス事業においては、当連結会計年度より事業を開始して、不動産を担保とした融資等を検討・実行しており、第1号案件を融資実行いたしました。また、連結子会社についても整理を進めており、㈱REVOLUTION琉球については解散を決定、グリーン・キング奄美㈱については社債を早期償還させたことにより同社の資金調達額の過半数を下回った状態になり連結子会社から外れ、奄美プロジェクトからは撤退いたしました。その他、各種原価や販売管理費の見直しを進めております。

以上の施策の実行により、棚卸資産評価損6千7百万円、契約の早期解約等による解約違約金等1千5百万円、減損損失5千5百万円等を特別損失に計上いたしました。これらは、当連結会計年度までの膿だしとして認識しており、今後の業績改善に向けて必要な施策であるという認識であります。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は24億3百万円（前年同期比18.6%増）、営業損失は4億1千5百万円（前連結会計年度は営業損失6千9百万円）、経常損失は4億8百万円（前連結会計年度は経常損失6千7百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は3億7千2百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益3百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（単位：千円）

| 区 分       | 売上高       | 構成比    |
|-----------|-----------|--------|
| 不 動 産 事 業 | 2,244,229 | 93.4%  |
| 投 資 事 業   | 157,515   | 6.5%   |
| ファイナンス事業  | 1,549     | 0.1%   |
| 合 計       | 2,403,293 | 100.0% |

① 不動産事業

物件の管理や営繕工事、家賃収入等の賃貸事業について、吸収分割の手法により2023年8月1日を効力発生日として承継が完了いたしました。また、前述の通り、関西、福岡、沖縄地域を中心に仕入れを進めておりましたが、東京に事業を集約させるためにこれらを中止し、早急な販売（資金化）を進めております。売上面では、前連結会計年度に仕入れた東京都港区六本木の土地について引き渡し（売上計上）が完了いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は22億4千4百万円（前年同期比13.9%増）、営業損失は2千5百万円（前連結会計年度は営業利益2億3千9百万円）となりました。

② 投資事業

これまでの投資実績は7社9件となりました。前述の通り、新規投資を中止し、既存投資案件の資金化を進めております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1億5千7百万円（前年同期比186.9%増）、営業利益は4千6百万円（前連結会計年度は営業損失2百万円）となりました。

③ ファイナンス事業

不動産担保融資案件を1件実行し、融資残高は2千7百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1百万円、営業損失は7百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、30,476千円であり、その主なものは店舗内装工事等であります。

なお、当連結会計年度に下関、福岡、沖縄の営業店舗を閉鎖いたしました。

(3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2023年8月1日付けで当社の賃貸事業を、緑都開発株式会社を承継会社とする吸収分割（簡易分割）をいたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特筆記載すべき事項はありません

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

単位：千円

| 区 分                                             | 第 35 期<br>2020年10月期 | 第 36 期<br>2021年10月期 | 第 37 期<br>2022年10月期 | 第 38 期<br>(当連結会計年度)<br>2023年10月期 |
|-------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高                                           | 763,453             | 1,090,630           | 2,026,016           | 2,403,293                        |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )                    | △37,676             | 243,730             | △67,878             | △408,869                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) | △187,830            | 254,438             | 3,034               | △372,673                         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり<br>当期純損失(△)               | △0.81円              | 0.71円               | 0.01円               | △0.84円                           |
| 総 資 産                                           | 1,994,814           | 2,199,788           | 3,598,198           | 1,952,341                        |
| 純 資 産                                           | 1,406,035           | 1,659,151           | 1,677,105           | 1,291,716                        |
| 1株当たり純資産額                                       | 4.77円               | 4.15円               | 4.19円               | 1.99円                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第37期の期首から適用しており、第37期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



②当社の財産及び損益の状況

単位：千円

| 区 分                                                   | 第 35 期<br>2020年10月期 | 第 36 期<br>2021年10月期 | 第 37 期<br>2022年10月期 | 第 38 期<br>(当事業年度)<br>2023年10月期 |
|-------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高                                                 | 763,453             | 1,090,630           | 2,026,016           | 2,397,790                      |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )                          | △35,964             | 245,941             | △64,618             | △401,339                       |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ )                      | △186,073            | 256,649             | 6,474               | △407,734                       |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又 は 1 株 当 たり<br>当 期 純 損 失 ( △ ) | △0.81円              | 0.72円               | 0.02円               | △0.92円                         |
| 総 資 産                                                 | 1,996,047           | 2,203,728           | 3,605,423           | 1,871,330                      |
| 純 資 産                                                 | 1,407,792           | 1,663,120           | 1,684,514           | 1,264,064                      |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額                                      | 4.78円               | 4.16円               | 4.21円               | 1.95円                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第37期の期首から適用しており、第37期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (9) 対処すべき課題

当社グループは、第36期は連結決算、個別決算ともに最終黒字を達成しましたが、第37期は最終黒字は達成できたものの、営業損失を計上しており、第38期においても最終赤字を計上するに至り、安定的に利益を出せる体質とはいえません。今後、安定的に利益を計上することが今後の課題であり、早急に立て直しを図るため、当社は2023年12月14日開催の臨時株主総会で経営陣を刷新し、東京のグローバル化が進む中、世界市場へのアクセス及び拠点としての国際的認知度を考慮して本店所在地を東京都千代田区に変更いたしました。

また、各事業については次のように進めていく方針です。

不動産事業は、東京や大阪等のプライムロケーションにフォーカスした物件の仕入れや事業展開を計画してまいります。また、現物不動産の取扱だけではなく信託受益権の媒介やファンドの勧誘および助言、代理などの第二種金融商品取引業者及び助言・代理業者を目指します。

投資事業部につきましては、当社及び株式会社REVOLUTION CAPITALにおいては、新規投資等の事業展開を中止し不動産事業に資本投下を集中いたします。なお、連結子会社であるJapan Allocation Fund SPCが引き続き保有案件の対応にあたる予定です。

不動産クレジット事業においては、ファイナンス事業から名称を変更いたします。引き続き不動産担保融資を事業展開してまいります。

そして、健全かつ効率的経営のため、法令順守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

- イ. EVO FUNDは、当社の株式650,827,190株を保有しておりましたが、合同会社F O 1 が実施した株式公開買付けに応募した結果、2023年10月2日付で当社の親会社に該当しないこととなりました。
- ロ. 合同会社F O 1 は、当社普通株式に対する公開買付けを実施した結果、買付け予定数の下限である420,000,000株を取得し、2023年10月2日付で当社の総株主等の議決権に対する割合が50%を超えたため、当社の親会社に該当することとなりました。

## ② 親会社との間の取引に関する事項

### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、支配株主との間で取引が発生するような場合、一般的な取引条件と同様に法令等を確認し、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を十分に検討し、その決定が恣意的に行われる事がないよう、社外取締役を含めた取締役会において審議を経た上で決定する方針としております。

### ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

各取引においては、社外取締役を含めた取締役会で前述イ. のとおり検討し、取引条件を決定しております。また、支配株主と利害関係のない社外取締役から、当社の少数株主にとって特段不利益なものはいえず、利益に資する旨の意見書を受領していることから、少数株主に不利益を与えないものと判断しております。なお、EVOLUTION FINANCIALグループ出身であるフー取締役及び新垣取締役は、同グループと当社との取引で利害関係があると判断される場合には取締役会決議に参加しておらず、少数株主の保護の方策に関する指針と適合していると判断しております。

## 八. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

## ③ 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金      | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容  |
|------------------------|----------|-------------|----------|
| 株式会社REVOLUTION CAPITAL | 60,000千円 | 100%        | 投資事業     |
| 株式会社REVOLUTION FINANCE | 50,000千円 | 100%        | ファイナンス事業 |

## ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## ⑤ その他

特筆すべき事項はありません。

## (11) 主要な事業内容（2023年10月31日現在）

| 事業部門     | 事業内容      |
|----------|-----------|
| 不動産事業    | 不動産の販売・仲介 |
| 投資事業     | 金融商品取引・投資 |
| ファイナンス事業 | 不動産担保融資   |

## (12) 主要拠点等 (2023年10月31日現在)

### ①当社

|      |                     |
|------|---------------------|
| 下関本社 | 山口県下関市細江町二丁目2番1号    |
| 東京本社 | 東京都千代田区紀尾井町4番1号     |
| 大阪支店 | 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番14号 |

### ②子会社

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 株式会社REVOLUTION CAPITAL    | 東京都千代田区紀尾井町4番1号 |
| 株式会社REVOLUTION FINANCE    | 東京都千代田区紀尾井町4番1号 |
| Japan Allocation Fund SPC | ケイマン諸島          |

## (13) 従業員の状況 (2023年10月31日現在)

|        | 従業員数 | 前連結会計<br>年度末比増減 |
|--------|------|-----------------|
| 男 性    | 13名  | 5名減             |
| 女 性    | 4名   | 10名減            |
| 合計又は平均 | 17名  | 15名減            |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー・嘱託)は含んでおりません。  
2. 従業員数の減少の主な理由は、賃貸事業の吸収分割による従業員の承継によるものです。

## (14) 主要な借入先の状況 (2023年10月31日現在)

| 借 入 先     | 借入残高      |
|-----------|-----------|
| 株式会社SBJ銀行 | 206,860千円 |
| 西中国信用金庫   | 128,000千円 |

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数 1,618,567,524株

(注) 当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式1,618,567,524株、A種種類株式4,650,000株、第1回B種種類株式2,500株、第2回B種種類株式2,500株、第3回B種種類株式2,500株であります。

### (2) 発行済株式の総数 普通株式646,181,498株(自己株式4,321株を除く。) A種種類株式1,163,255株(自己株式3,477,516株を除く。) 第1回B種種類株式600株

### (3) 当期末株主数

普通株式11,514名(前期末比2,917名減)

A種種類株式2名(前期末比2名減)

第1回B種種類株式1名(前期末比増減無し)

### (4) 大株主

| 株 主 名                                                                       | 持 株 数 (千株) |        |           |         | 持株比率 (%) |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------|--------|-----------|---------|----------|
|                                                                             | 普通株式       | A種種類株式 | 第1回B種種類株式 | 合計株式    |          |
| 合 同 会 社 F O I                                                               | 420,000    | -      | -         | 420,000 | 64.88    |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB                    | 29,824     | -      | -         | 29,824  | 4.61     |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY | 29,824     | -      | -         | 29,824  | 4.61     |
| 株式会社フルッタフルッタ                                                                | 24,995     | -      | -         | 24,995  | 3.86     |
| 柴 田 達 宏                                                                     | 7,742      | -      | -         | 7,742   | 1.20     |
| 山 田 祥 美                                                                     | 3,789      | -      | -         | 3,789   | 0.59     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                             | 2,942      | -      | -         | 2,942   | 0.45     |
| 江 川 源                                                                       | 2,600      | -      | -         | 2,600   | 0.40     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                           | 2,406      | -      | -         | 2,406   | 0.37     |
| 朴 昌 樹                                                                       | 2,298      | -      | -         | 2,298   | 0.36     |

(注) 1. 持株比率は自己株式(3,481千株)を控除して算出しております。

2. 2023年10月20日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2023年10月13日現在でEVO FUNDが60,813千株を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有する新株予約権の状況(2023年10月31日現在)

2023年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権

#### ① 新株予約権の数

200,000個(新株予約権1個につき100株)

#### ② 新株予約権の目的である株式の数

20,000,000株

#### ③ 新株予約権の払込金額

1個につき17円

#### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり14円

#### ⑤ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり7円

- ⑥ 新株予約権を行使することができる期間  
2023年5月1日から2033年4月30日まで

⑦ 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも以下に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の割当日から10年以内に東京証券取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が120億円以上となった場合。

イ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、または当社が認める社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ウ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の法定相続人（当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。

エ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

|                      | 新株予約権の数  | 目的である株式の数   | 保有者数 |
|----------------------|----------|-------------|------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 134,300個 | 13,430,000株 | 4名   |
| 取締役（監査等委員）           | 7,000個   | 700,000株    | 3名   |

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の状況

2023年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の数  
200,000個（新株予約権1個につき100株）
- ② 新株予約権の目的である株式の数  
20,000,000株
- ③ 新株予約権の払込金額  
1個当たり17円
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき14円

⑤ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり7円

⑥ 新株予約権を行使することができる期間  
2023年5月1日から2033年4月30日まで

⑦ 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも以下に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の割当日から10年以内に東京証券取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が120億円以上となった場合。

イ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、または当社が認める社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ウ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の法定相続人（当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。

エ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

当社使用人、子会社役員及び使用人の交付状況

|            | 新株予約権の数 | 目的である株式の数  | 交付者数 |
|------------|---------|------------|------|
| 当社使用人      | 17,600個 | 1,760,000株 | 19名  |
| 子会社役員及び使用人 | 2,500個  | 250,000株   | 1名   |

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2023年10月31日現在）

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

| 地 位                | 氏 名               | 担当及び重要な兼職の状況                    |
|--------------------|-------------------|---------------------------------|
| 代表取締役会長            | 岡 本 貴 文           | —                               |
| 代表取締役社長            | フー ジョン<br>チー チョング | 株式会社REVOLUTION CAPITAL<br>代表取締役 |
| 取 締 役              | 津 野 浩 志           | 株式会社REVOLUTION琉球<br>代表清算人       |
| 取 締 役              | 新 垣 嘉 啓           | 株式会社REVOLUTION FINANCE<br>代表取締役 |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 福 田 享             | —                               |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 高 橋 隆 敏           | Vistra Japan税理士法人<br>代表者        |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 伏 見 崇 宏           | —                               |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。

就任

2023年1月27日開催の第37回定時株主総会において、新垣嘉啓氏が取締役に、伏見崇宏氏が取締役（監査等委員）に就任しました。

退任

2023年1月27日開催の第37回定時株主総会をもって、伏見崇宏氏が取締役に、ロバート・ジョン・バレンタイン氏が取締役（監査等委員）を退任しました。

2. 取締役福田享氏、高橋隆敏氏及び伏見崇宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）の高橋隆敏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役福田享氏、高橋隆敏氏及び伏見崇宏氏は、関東証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 取締役の報酬等の額

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。なお、取締役会の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定方針の整合性を含め、社外取締役の意見を確認しているため、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項



- ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等（以下イ・ウを除く）の額またはその算定方法の決定に関する方針  
月額支給の固定報酬のみとし、その額は在任年数や当社の業績等を考慮しながら、総合的に決定いたします。
- イ. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等がある場合は、業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針  
現時点では定めていないため方針は定めておりません。
- ウ. 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等がある場合は、その内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的として、社宅を提供するものです。当社が借り上げる社宅の1年当たりの賃料の総額と、当社が取締役より徴収する1年当たりの社宅料の総額との差額の合計額は、年額20,000千円以内とし、社宅の決定は取締役会で行います。  
以上について、2023年1月27日開催の定時株主総会で決議されました。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役0名）です。
- エ. 前述ア・イ・ウの額の割合の決定に関する方針  
現時点では固定報酬しか定めていないため割合の決定に関する方針は定めておりません。
- オ. 取締役に對し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針  
固定報酬に関しては月額支給とします。その他の報酬については支給することを定めておりませんので、条件等の決定に関する方針は定めておりません。
- カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任するときの事項（委任を受ける者の氏名等、委任する権限の内容、権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときはその内容）  
代表取締役からの提案により個人別の報酬額を取締役会で審議、決定するものとし、その決定に関しては取締役を含めた第三者へ委任しない方針です。
- キ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（カを除く）  
代表取締役からの提案により個人別の報酬額を取締役会で審議、決定します。
- ク. 前述ア～キのほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項  
重要な事項はありません。

## ②取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                           | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |             |              | 対象となる役員<br>の人数<br>(人) |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                                |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 81,746<br>(1,500) | 72,400<br>(1,500) | —           | 9,346<br>(—) | 5<br>(1)              |
| 監査等委員である<br>取締役<br>(うち社外取締役)   | 14,500<br>(—)     | 14,500<br>(—)     | —           | —            | 4<br>(4)              |
| 合計<br>(うち社外取締役)                | 96,246<br>(1,500) | 86,900<br>(1,500) | —           | 9,346<br>(—) | 9<br>(5)              |

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名、監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2023年1月27日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内、ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役0名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2018年1月26日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員）の員数は3名です。

## (4) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ②主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名    | 主な活動状況                                                                                |
|----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 福田 享  | 当事業年度に開催された取締役会29回のうち全て、監査等委員会30回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 高橋 隆敏 | 当事業年度に開催された取締役会29回のうち28回に、監査等委員会30回のうち29回にそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 伏見 崇宏 | 当事業年度に開催された取締役会29回のうち28回に、監査等委員就任後に開催された監査等委員会24回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条第4項の規定により、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

- ④親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                   | 支払額      |
|-----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額               | 29,800千円 |
| 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,800千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

#### I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
- (2) 代表取締役社長の直属部門として内部統制室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査等委員である取締役に報告する。
- (3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織を取締役会とする。なお、内部統制室は、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査等委員会並びに経営会議で報告される体制を構築する。
- (4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報制度規程」を制定する。
- (5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

#### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、リスクや被害等の最小化を図る。
- (2) 内部統制室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに経営会議で報告する。

#### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は事業計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
- (2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。

- (3) 日常の職務執行に際しては、「組織及び業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

V. 当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の管理本部が統括するものとし、管理本部担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。

なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要は正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を統括する当社の管理本部が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。

- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①子会社は、当社の「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともにリスクや被害等の最小化を図る。

②当社の内部統制室は、当社及び子会社の内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、経営会議等の所定の機関に報告する。

- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、当社グループの事業計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。

②子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得たうえで職務を執行する。

- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

①子会社は、当社が定める「企業倫理基準」に基づき、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、当社の経営企画部及び内部統制室は、必要に応じて子会社を指導する。

VI. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する

る指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員である取締役は、使用人に対して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
  - (2) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査等委員である取締役の意見を聴取するものとする。
  - (3) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えるとともに、それを妨げてはならないものとする。
- VII. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制
- (1) 代表取締役社長及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員である取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、④、⑤については、これらを発見次第、速やかに当社の監査等委員である取締役へ適宜適切に報告するものとする。
    - ①内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
    - ②リスク管理の状況
    - ③コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
    - ④当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
    - ⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
    - ⑥その他上記①～⑤に準じる事項
  - (3) 当社の内部統制室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査等委員である取締役に対して報告を行う。
- VIII. 監査等委員である取締役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社は、監査等委員である取締役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。
  - (2) 当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の内部統制室、又は当社の監査等委員である取締役に対して報告を行った者に関しても、前述（1）と同様の扱いとする。
- IX. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用については、当

該費用が監査等委員会の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、前払い又は償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

X. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保する。
- (2) 監査等委員である取締役が監査の実施に当たり、独自に顧問弁護士を雇用し、又は必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (3) 当社の代表取締役社長及び取締役は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
- (4) 監査等委員である取締役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

### ①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定例取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。また、経営会議にて詳細な事業状況の確認や施策案等を検討しております。

### ②リスク管理体制の確認及び内部監査の実施について

内部監査を担当する内部統制室において、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか、リスク管理体制が適切な状態であるか等の監査結果が代表取締役、担当取締役へ報告され、是正措置が取られております。

### ③監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査等委員会では、取締役会の運営内容の確認や各監査等委員との情報共有を図っております。また、内部監査を担当する内部統制室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の職務の執行状況を監査しました。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積をすることを基本方針としております。なお、会社法第459条第1項各号に定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、当期の業績を勘案致しまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。今後、更なる業績の向上に努め、早期に復配を目指す所存であります。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,893,715	流動負債	574,177
現金及び預金	798,247	営業未払金	5,608
営業未収入金	1,642	短期借入金	334,860
営業投資有価証券	295,882	未払法人税等	773
販売用不動産	658,642	借入有価証券	128,299
未収還付法人税等	244	預り金	58,878
営業貸付金	27,200	その他	45,758
その他の金	114,499		
貸倒引当金	△2,643	固定負債	86,446
固定資産	54,886	ノンリコース長期借入金	62,289
投資その他の資産	54,886	退職給付に係る負債	11,769
投資有価証券	7,560	長期預り敷金保証金	668
出資	980	その他の他	11,719
破産更生債権等	999	負債合計	660,624
敷金・保証金	45,006	(純資産の部)	
その他の他	1,340	株主資本	1,284,325
貸倒引当金	△999	資本金	100,000
繰延資産	3,739	資本剰余金	1,511,355
		利益剰余金	△325,057
		自己株式	△1,972
		その他の包括利益累計額	4,094
		その他有価証券評価差額金	4,094
		新株予約権	3,296
		純資産合計	1,291,716
資産合計	1,952,341	負債及び純資産合計	1,952,341

連結損益計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額			
売	不賃金	動産	融	事業	販売	高	高	2,403,293	
		貸	融	事	業	取	入		益
		1,943,159	301,069	159,064					
売	不棚賃支支	動産	融	事業	販売	高	高	2,097,595	
		貸	融	事	業	取	入		益
		1,799,345	67,841	185,731	44,430	247			
		原	原	原	原	原	原		原
		産	産	産	産	産	産		産
2,097,595									
305,697									
305,697									
720,840									
415,142									
415,142									
58,405									
58,405									
52,131									
52,131									
408,869									
408,869									
117,060									
117,060									
82,854									
82,854									
374,663									
374,663									
598									
598									
△2,588									
△2,588									
372,673									
372,673									
-									
-									
372,673									
372,673									

連結株主資本等変動計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,511,355	47,616	△1,972	1,656,999
会計方針の変更による 累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	1,511,355	47,616	△1,972	1,656,999
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△372,673		△372,673
新株予約権の発行					-
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△372,673	△0	△372,673
当期末残高	100,000	1,511,355	△325,057	△1,972	1,284,325

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	20,106	20,106	-	1,677,105
会計方針の変更による 累積的影響額	53,956	53,956		53,956
会計方針の変更を反映した当期首残高	74,062	74,062	-	1,731,062
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失				△372,673
新株予約権の発行			3,311	3,311
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△69,968	△69,968	△15	△69,983
当期変動額合計	△69,968	△69,968	3,296	△439,345
当期末残高	4,094	4,094	3,296	1,291,716

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社REVOLUTION CAPITAL

株式会社REVOLUTION FINANCE

株式会社REVOLUTION琉球

Japan Allocation Fund SPC

なお、株式会社REVOLUTION FINANCE及び株式会社REVOLUTION琉球は新規設立により、Japan Allocation Fund SPCは株式の取得により、グリーン・キング奄美株式会社は負債の部に計上されている資金調達額の過半数を当社が占めている状態になったことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

なお、グリーン・キング奄美株式会社は、当社が引き受けた社債が償還されたことにより同社の資金調達額の過半数を下回った状態になり連結子会社から外れました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定）に
よっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。な
お、投資事業有限責任組合への出資（金融商品
取引法第2条第2項により有価証券とみなされ
るもの）については、組合契約に規定される決
算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基
礎として、持分相当額を純額で取り込む方式に
よっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価
切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した
建物（建物附属設備を除く）については定額
法）を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものにつ
いては、償却可能限度額まで償却が終了した翌
年から5年間で均等償却する定額法によってお
ります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェ
ア（自社利用分）については、社内における利
用可能期間（5年）に基づく定額法を採用して
おります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権
については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等
特定の債権については個別に回収可能性を検討
し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基
準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

①不動産事業

不動産事業では、主に土地、中古戸建・マンション等の物件販売や売買仲介、住宅リフォーム等の建設工事、賃貸物件の管理や修繕、仲介斡旋といった賃貸業務を行っております。なお、賃貸事業については、当連結会計年度において、会社分割により事業譲渡いたしました。

物件の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件の引き渡しを行う義務を負っており、顧客に物件を引き渡すと同時に売却代金を受領した時点で、収益を認識しております。

物件の売買仲介については、顧客との媒介契約に基づき、物件の売買契約成立に向けた業務から物件の引き渡しに係る事務の補助を行う義務を負っており、物件の引き渡しが完了すると同時に報酬を受領した時点で収益を認識しております。

住宅リフォーム等の建設工事及び賃貸業務における物件の修繕工事については、建物の修繕や改修等を行う義務を負っており、当連結会計年度末までの発生原価に基づく進捗部分について、収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合には、工事が完了した時点で収益を認識しております。

賃貸物件の管理については、顧客との物件管理契約に基づき、設備管理や清掃等を行う義務を負っており、契約期間にわたり業務を履行しており、時の経過に基づき収益を認識しております。また、賃貸物件の仲介斡旋については、顧客との賃貸借契約を締結した時点で収益を認識しております。なお、賃貸収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

②投資事業

投資事業では、金融商品への出資、上場企業等の第三者割当増資の引き受け等を行っております。当該業務から生じる収益については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に従い収益を認識しております。

なお、営業投資有価証券に係る損益については、相殺後の金額を金融収益として表示しております。

③ファイナンス事業

ファイナンス事業では、不動産担保融資を行っており、融資実行による融資手数料収入、利息収入を得ております。

融資手数料は、顧客との金銭消費貸借契約に基づき、融資を実行する義務を負っており、顧客に融資実行すると同時に融資手数料を受領した時点で、収益を認識しております。

利息収入は、顧客との金銭消費貸借契約に基づき、融資実行後、契約期間にわたって貸付することで履行義務を充足することから、一定期間で収益を認識しております。

(6) 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2019年6月28日)を適用し、在外子会社に対して、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限の有無を判断したうえで、基準価額を時価とする取扱い及び基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

これにより当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書のその他有価証券評価差額金の当期首残高は、53,956千円増加しております。

(表示方法の変更)

当連結会計年度より、不動産事業において「売上原価」として計上していた人件費・経費の一部を、「販売費及び一般管理費」として計上しております。

当該変更は、自社物件の売却等による事業内容の変化及び部門再編により、店舗及び従業員の役割が変化していることを踏まえ、「販売費及び一般管理費」として計上することが業務の実態をより適切に表すと判断したためであります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業投資有価証券及びノンリコース長期借入金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2023年10月31日)
営業投資有価証券	123,117千円
ノンリコース長期借入金	62,289千円

営業投資有価証券のうち、レベル3の時価に区分される有価証券（以下、「レベル3の有価証券」という）が62,519千円、市場価格のない株式等が60,597千円計上されております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（レベル3の有価証券）

I. 算出方法

レベル3の有価証券は、主として、在外子会社が保有する持分証券（非上場株式）であり、公正価値の算定にあたっては、投資先の直近決算書に基づく1株当たり純資産額を基礎として算出しております。

また、公正価値オプションを適用した上記の持分証券を責任財産とするノンリコース長期借入金の公正価値の算出方法については、持分証券の公正価値に基づいて算定しております。

算出方法については、「8. 金融商品の時価等に関する注記（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載しております。

II. 主要な仮定

時価の算定にあたっては、投資先の直近決算書に基づく1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

インプットの説明については、「8. 金融商品の時価等に関する注記（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報」に記載しております。

III. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先の状況の変化等による主要な仮定の変化がレベル3の有価証券の評価額に影響し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響については、「8. 金融商品の時価等に関する注記（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明」に記載しております。

(市場価格のない株式等)

I. 算出方法

市場価格のない株式等は、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額をなし、評価差額を売上原価として計上する必要があります。

II. 主要な仮定

実質価額の算定にあたっては、投資先が発行する有価証券の商品性や投資スキームを規定する契約等の諸条件が実質価額に及ぼす影響を考慮する必要があります。また、実質価額が著しく低下した場合、回復可能性の判断にあたり、投資先における市場環境の変化、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画の実現可能性を検討し、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、判断しています。

III. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りに用いた投資先の事業計画の不確実性は高く、実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、市場価格のない株式等の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	42,117千円
(2) 担保に供している資産	
販売用不動産	340,941千円
計	340,941千円
上記に対応する債務	
短期借入金	334,860千円
計	334,860千円
なお、上記には登記留保として提供している販売用不動産及びその債務を含めております。	
(3) ノンリコース債務及びノンリコース債務に対応する資産	
ノンリコース債務	
ノンリコース長期借入金	62,289千円
計	62,289千円

ノンリコース債務に対応する資産

営業投資有価証券

62,289千円

計

62,289千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	400,000,510	246,185,309	-	646,185,819
A種種類株式(株)	4,640,771	-	-	4,640,771
第1回B種種類株式(株)	600	-	-	600

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

A種種類株式の取得請求権行使による増加 246,185,309株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,301	20	-	4,321
A種種類株式(株)	1,043,171	2,434,345	-	3,477,516

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

単元未満株式の買取りによる増加 20株

A種種類株式

取得請求権行使による増加 2,434,345株

(3) 当連結会計年度の末日における当社グループが発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 19,390,000株

(4) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

8. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、主に不動産事業及び投資事業並びにファイナンス事業を行うための資金及び運転資金等について、金融機関等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業投資有価証券、投資有価証券、借入有価証券及びノンリコース長期借入金は、時価の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に不動産事業を行うことを目的にしており、資金調達に係る流動性リスク（必要な資金が確保できなくなるリスク及び支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

ノンリコース長期借入金は、主に一部の連結子会社が投資事業を行うことを目的に調達しており、投資先の株式の公正価値の下落リスクを回避し、返済責任を責任財産の範囲に限定する目的で利用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的到时価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、当社の各部署及び連結子会社からの報告に基づき財務戦略部が適時に資金計画を作成・更新しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券	201,793	201,793	-
(2) 投資有価証券	7,560	7,560	-
資産計	209,353	209,353	-
(1) 借入有価証券	128,299	128,299	-
(2) ノンリコース長期借入金	62,289	62,289	-
負債計	190,588	190,588	-

(※1) 現金は注記を省略しており、預金及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60,597千円
投資事業有限責任組合	33,491千円

上記については、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

(※3) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
ノンリコース長期借入金	-	-	62,289	-	-	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	139,273	-	62,519	201,793
投資有価証券	7,560	-	-	7,560
資産計	146,833	-	62,519	209,353
借入有価証券	128,299	-	-	128,299
ノンリコース長期借入金	-	-	62,289	62,289
負債計	128,299	-	62,289	190,588

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券並びに借入有価証券

上場株式は活発な市場で取引されており、無調整の相場価格を用いているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。在外子会社が保有する持分証券（非上場株式）は、相場価格が入手できないため、投資先の1株あたり純資産額を基礎として算定しており、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

ノンリコース長期借入金

公正価値オプションを適用した上記の持分証券を責任財産とするノンリコース借入金の公正価値は、持分証券の公正価値に基づいて算定しており、持分証券同様、レベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
営業投資有価証券				
持分証券（非上場株式）	純資産額法	1株あたり純資産額	-	-

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：千円)

	営業投資 有価証券	資産計	ノンリコース 長期借入金	負債計
期首残高	341,129	341,129	-	-
当期の損益又はその他の包括利益				
損益に計上	-	-	-	-
その他の包括利益に計上(※)	△25,103	△25,103	-	-
購入、売却、行使及びその他の純額	△253,506	△253,506	62,289	62,289
レベル3の時価への振替	-	-	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-
期末残高	62,519	62,519	62,289	62,289
当期の損益に計上した額のうち連結貸借 対照表日において保有する金融資産及び 金融負債の評価損益	-	-	-	-

(※) 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、経理規程にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、当該方針及び手続に沿って担当者が時価を算定しており、適切な責任者が承認しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる算定方法を用いております。また、外部の専門家から入手した評価結果を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により時価の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

持分証券（非上場株式）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、1株当たり純資産額であります。1株当たり純資産額の著しい増加（減少）は、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

9. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：グリーン・キング奄美株式会社（以下、「GK奄美社」という。）

事業の内容：不動産事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、国内外富裕層向け不動産プロジェクト第一弾「絶景JAPAN」を

立ち上げ、不動産事業を強化する戦略を遂行しており、当該プロジェクトの一環として、G K奄美社と共同で奄美大島でのプロジェクトを展開することとしました。

③ 企業結合日

2023年6月13日

④ 企業結合の法的形式

実質支配力基準に基づく子会社化

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 0.0%

企業結合日に取得した議決権比率 100.0%

(うち緊密者等を通じた間接所有100.0%)

取得後の議決権比率 100.0%

(うち緊密者等を通じた間接所有100.0%)

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

G K奄美社は当社の代表取締役であるジョン・フーが代表を務める会社であるグリーン・キング株式会社が議決権の過半数を有しており、且つ、社債の引き受けによりG K奄美社の負債の部に計上されている資金調達額の過半数を当社が占めている状態になったことから当社の連結子会社として認識することとなりました。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

みなし取得日を2023年6月30日としており、2023年10月30日に連結子会社から外れたことから、2023年7月から10月までの4か月間になります。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

緊密者等を通じた間接所有であるため、取得原価はありません。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんは発生しておりません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	5,729千円
固定資産	64,202千円
繰延資産	248千円
資産合計	<u>70,181千円</u>
流動負債	125千円
固定負債	70,000千円
負債合計	<u>70,125千円</u>

- (7)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の内訳並びに償却期間該当事項はありません。
- (8)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
連結損益計算書に及ぼす影響の概算額は軽微であるため記載を省略しています。

事業分離

(1)事業分離の概要

①分離先企業の名称
緑都開発株式会社

②分離した事業の内容
当社の賃貸事業

③事業分離を行った主な理由

当社は、創業以来「不動産事業」を営んでおり、不動産の売買、仲介斡旋、賃貸物件管理の事業を展開していましたが、当社事業の選択と集中の結果、不動産の売買を強化する戦略を遂行することとしたため、本店所在地である下関市を中心に展開する「賃貸管理事業」については、吸収分割により緑都開発株式会社に承継することといたしました。

④事業分離日

2023年8月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2)実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

72,071千円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 126,758千円

固定資産 1,409千円

資産合計 128,167千円

流動負債 96,589千円

固定負債 30,345千円

負債合計 126,934千円

③会計処理

移転した賃貸管理事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメント
不動産事業

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	252,230千円
営業利益	28,558千円

共通支配下の取引等

(1)取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：Japan Allocation Fund SPC（当社と同一の親会社をもつ会社）

事業の内容：投資事業

② 企業結合日

2023年8月1日

③ 企業結合の法的形式

無償譲渡

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

今回取得した株式の議決権比率は100%であり、当該取引によりJapan Allocation Fund SPCを当社の完全子会社といたしました。当該取得は、当社の投資事業部門のコントロール下で迅速な意思決定を行うことで、より効率的に運用することを目的として同社を子会社化することを決定いたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3)子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

無償で取得したため該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	不動産事業	投資事業	ファイナンス 事業	合計
売上高				
不動産販売高	1,943,179	-	-	1,943,179
賃貸事業収入	192,521	-	-	192,521
利息・融資手数料	-	-	1,549	1,549
顧客との契約から生じる収益	2,135,701	-	1,549	2,137,250
その他の収益	108,528	157,515	-	266,043

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1円99銭
(2) 1株当たり当期純損失 0円84銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。

15. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,670,493	流動負債	580,749
現金及び預金	647,949	営業未払金	5,608
営業未収入金	1,642	短期借入金	334,860
営業投資有価証券	233,593	未払金	10,267
販売用不動産	658,642	借入有価証券	128,299
未収還付法人税等	244	預り金	58,878
未収消費税	32,566	未払法人税等	470
その他の他	98,498	未払費用	39,150
貸倒引当金	△2,643	その他の他	3,214
固定資産	197,097	固定負債	26,516
投資その他の資産	197,097	退職給付引当金	11,769
投資有価証券	7,560	預り敷金保証	668
関係会社株式	120,000	その他の	14,079
その他の関係会社有価証券	24,000	負債合計	607,266
出資金	980	(純資産の部)	
破産更生債権等	999	株主資本	1,256,673
敷金・保証金	45,006	資本金	100,000
長期前払費用	380	資本剰余金	1,511,355
貸倒引当金	△1,827	その他資本剰余金	1,511,355
繰延資産	3,739	利益剰余金	△352,709
		その他利益剰余金	△352,709
		繰越利益剰余金	△352,709
		自己株式	△1,972
		評価・換算差額等	4,094
		その他有価証券評価差額金	4,094
		新株予約権	3,296
		純資産合計	1,264,064
資産合計	1,871,330	負債及び純資産合計	1,871,330

損 益 計 算 書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売	不 賃 金	動	産	販	高		
		貸	事	業	売	1,943,179	
		融	融	収	入	301,049	
売	不 棚 賃 支 支	上	原	売	価		
		卸	産	評	原	1,799,345	
		貸	事	業	価	67,841	
		払	手	数	原	185,731	
		利	び	引	料	44,430	
						247	2,097,595
売	上	総		利			300,195
	販	費		一			701,534
		及		般			
		び		管			
		理		理			401,339
		費		費			
営	業	損		失			
営	業	外	及	収	配	当	
	受	利	息	託	取	金	
	業	務	受	使	用	入	1,956
	社	宅	の	費	用	料	46,666
	そ	業	外	利	用	他	7,543
	支	務	の	託	費	他	2,501
	業	受	の	費	用	他	12,509
	そ	務	の	託	費	用	34,795
							4,825
							52,131
							394,802
経	常	損		失			
特	別	利		益			
	固	資	産	売	却	益	
	事	分	に	移	転	利	
	そ	離	お	け	る	他	
	別	資	産	除	却	損	3,119
	固	社	整	理	損	等	72,071
	子	違	約	金	損	等	15
	解	業	再	編	損	等	2,160
	事	舗	閉	編	損	等	9,999
	店	閉	鎖	編	損	等	15,703
	減	損	鎖	編	損	等	8,528
		損	鎖	編	損	等	879
		損	鎖	編	損	等	53,229
		損	鎖	編	損	等	90,501
		損	鎖	編	損	等	410,096
税	引	前		純		失	
法	税	当		損		税	
法	人	期		調		額	
法	人	純		整		額	
当	人	損		額		額	
		損		額		額	226
		損		額		額	△2,588
		損		額		額	△2,362
		損		額		額	407,734

株主資本等変動計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	1,511,355	1,511,355	55,024	55,024	△1,972	1,664,407
会計方針の変更による 累積的影響額						-	
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	1,511,355	1,511,355	55,024	55,024	△1,972	1,664,407
当期変動額							
当期純損失				△407,734	△407,734		△407,734
新株予約権の発行							-
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	△407,734	△407,734	△0	△407,734
当期末残高	100,000	1,511,355	1,511,355	△352,709	△352,709	△1,972	1,256,673

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	20,106	20,106	-	1,684,514
会計方針の変更による 累積的影響額	53,956	53,956	-	53,956
会計方針の変更を反映した当期首残高	74,062	74,062	-	1,738,470
当期変動額				
当期純損失				△407,734
新株予約権の発行			3,311	3,311
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△69,968	△69,968	△15	△69,983
当期変動額合計	△69,968	△69,968	3,296	△474,406
当期末残高	4,094	4,094	3,296	1,264,064

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券
- ② 売買目的有価証券

移動平均法による原価法によっております。

時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

①不動産事業

不動産事業では、主に土地、中古戸建・マンション等の物件販売や仲介、住宅リフォーム等の建設工事、賃貸物件の管理や修繕、仲介斡旋といった賃貸業務を行っております。なお、賃貸事業については、当事業年度において、会社分割により事業譲渡いたしました。

物件の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件の引き渡しを行う義務を負っており、顧客に物件を引き渡すと同時に売却代金を受領した時点で、収益を認識しております。

物件の売買仲介については、顧客との媒介契約に基づき、物件の売買契約成立に向けた業務から物件の引き渡しに係る事務の補助を行う義務を負っており、物件の引き渡しが完了すると同時に報酬を受領した時点で収益を認識しております。

住宅リフォーム等の建設工事及び賃貸事業における物件の修繕工事については、建物の修繕や改修等を行う義務を負っており、当事業年度末までの発生原価に基づく進捗部分について、収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合には、工事が完了した時点で収益を認識しております。

賃貸物件の管理については、顧客との物件管理契約に基づき、設備管理や清掃等を行う義務を負っており、契約期間にわたり業務を履行しており、時の経過に基づき収益を認識しております。また、賃貸物件の仲介斡旋については、顧客との賃貸借契約を締結した時点で収益を認識しております。なお、賃貸収入については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

②投資事業

投資事業では、金融商品への出資、上場企業等の第三者割当増資の引き受け等を行っております。当該業務から生じる収益については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に従い収益を認識しております。

なお、営業投資有価証券に係る損益については、相殺後の金額を金融収益として表示しております。

2. 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限の有無を判断したうえで、基準価額を時価とする取扱い及び基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

これにより当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書のその他有価証券評価差額金の当期首残高は、53,956千円増加しております。

3. 表示方法の変更

当事業年度より、不動産事業において「売上原価」として計上していた人件費・経費の一部を、「販売費及び一般管理費」として計上しております。

当該変更は、自社物件の売却等による事業内容の変化及び部門再編により、店舗及び従業員の役割が変化していることを踏まえ、「販売費及び一般管理費」として計上することが業務の実態をより適切に表すと判断したためであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業投資有価証券

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2023年10月31日)
営業投資有価証券	60,597千円

営業投資有価証券のうち、市場価格のない株式等が60,597千円計上されております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該注記については、「連結注記表 5. 会計上の見積りに関する注記 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（市場価格のない株式等）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表の注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 42,117千円
- (2) 担保に供している資産
- | | |
|--------|-----------|
| 販売用不動産 | 340,941千円 |
| 計 | 340,941千円 |
- 上記に対応する債務
- | | |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 334,860千円 |
| 計 | 334,860千円 |
- なお、上記には登記留保として提供している販売用不動産及びその債務を含めております。
- (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 17,065千円 |
|--------|----------|

6. 損益計算書の注記

- (1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
営業取引以外の取引高 799千円
- (2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
山口県下関市	不動産事業、共用資産	建物附属設備、工具器具備品、車両運搬具、電話加入権	29,822
福岡県福岡市	不動産事業	建物附属設備、工具器具備品	14,321
東京都千代田区	投資事業、共用資産	建物附属設備、工具器具備品、ソフトウェア	9,085
合計			53,229

①減損損失の認識に至った経緯

当社は店舗閉鎖や営業キャッシュ・フローが継続してマイナスである状況から、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため減損損失を認識しております。

②グルーピングの方法

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、本社等に関しては共用資産として、グルーピングを行っております。

③回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を0として評価しております。

7. 株主資本等変動計算書の注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,301	20	-	4,321
A種類株式(株)	1,043,171	2,434,345	-	3,477,516

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

単元未満株式の買取りによる増加 20株

A種類株式

取得請求権行使による増加 2,434,345株

8. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	4,012千円
貸倒引当金	1,465千円
棚卸不動産	27,682千円
営業投資有価証券	14,745千円
減損損失	18,393千円
税務上の繰越欠損金	840,786千円
その他	35,056千円
繰延税金資産小計	942,142千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△840,786千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△101,355千円
評価性引当額小計	△942,142千円
繰延税金資産合計	-千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	2,117千円
繰延税金負債合計	2,117千円
繰延税金負債純額	2,117千円

9. 関連当事者との取引の注記

(1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

単位：千円

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	Japan Allocation Fund SPC	Cayman Islands	0	投資事業	—	匿名組合出 資の引受	—	—	その他の 関係会社 有価証券	24,000

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社 の子会社	EVOLUTION JAPAN㈱	東京都 千代田区	100,000	投資事業	—	業務受託	業務受託報 酬	46,666	—	—

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等は次のとおりです。
取引の価格の算定は双方協議の上、契約に基づき決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名又は 会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	職業又は 事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員 その親 が議決 権の半 数以上 を有し て当該 会社を 含む)	グリーン・ キング奄 美㈱	東京都 千代田区	1,000	不動産事業	—	社債引受	社債引受	70,000	—	—

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等は次のとおりです。
社債の利率は市場金利を勘案して双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

10. 企業結合に関する注記

連結計算書類「連結注記表 9. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報の注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 0円92銭 |

12. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

14. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

株式会社REVOLUTION

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	中 桐 徹
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	川 井 恵一郎
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社REVOLUTIONの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

株式会社REVOLUTION

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中 桐 徹

公認会計士 川 井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社REVOLUTIONの2022年11月1日から2023年10月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人・EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人・EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月22日

株式会社REVOLUTION
監査等委員会

常勤監査等委員 福田 享 ㊟
監査等委員 高橋 隆敏 ㊟
監査等委員 伏見 崇宏 ㊟

(注) 監査等委員福田 享、高橋 隆敏、伏見 崇宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

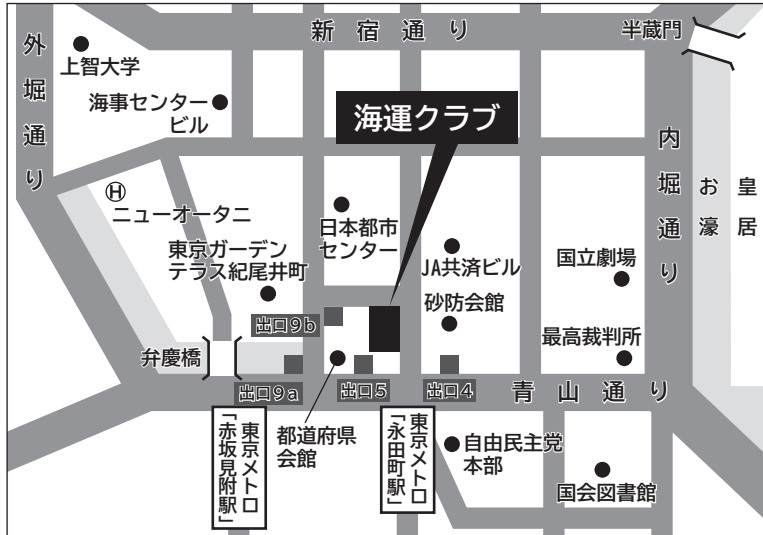
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
1	※ よだ しゅんいち 依田 俊一 (1987年10月24日)	2014年4月 経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課 入省 2015年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 2021年1月 株式会社ブルパス・キャピタル入社（現任） 2021年8月 株式会社セーの 監査役（現任） 2022年4月 法律事務所Z パートナー弁護士（現任） 2023年3月 株式会社Ashanti 取締役（現任）	—	—
2	※ まつまる みえこ 松丸 三枝子 (1978年9月7日)	2001年9月 株式会社グラフネットワーク 代表取締役 2011年1月 Graphnetwork USA, Inc. 代表取締役 2022年5月 マサチューセッツ工科大学大学院 修士号 取得 2022年10月 株式会社See Em Why K 代表取締役（現任）	—	—
3	※ いわさき ひな 岩崎 比菜 (現姓：草野) (1993年3月27日)	2017年4月 UBS証券株式会社 入社 2020年5月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 入社 2021年9月 株式会社Sparty 入社 2022年1月 同社 Corporate Group Director 2023年1月 ファミリーテック株式会社入社 執行役員CFO（現任）	—	—

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 取締役候補者の岩崎比菜氏は、婚姻により草野姓となりましたが、旧姓の岩崎で業務を執行しております。
3. 依田俊一氏、松丸三枝子氏、岩崎比菜氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、依田俊一氏、松丸三枝子氏、岩崎比菜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出る予定であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割、独立性については次のとおりです。
- ① 依田俊一氏は、弁護士としての専門的な知識や経験を有しており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断しております。
 - ② 松丸三枝子氏は、日米での連続起業家としての豊富な経験とグローバルマーケティングに関する深い知見を有しており、ブランディングの観点から当社経営に助言いただくとともに、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - ③ 岩崎比菜氏は、財務、M&A、経営企画および上場実務における豊富な経験を有しており、独立した中立的な立場から当社経営に助言いただくとともに、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社は、依田俊一氏、松丸三枝子氏、岩崎比菜氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内略図



場所 東京都千代田区平河町2丁目6番4号
海運ビル303号室

東京メトロ 半蔵門線・有楽町線・南北線
「永田町」4、5番出口より徒歩1分